



平成 18 年 5 月 19 日

各位

株式会社センチュリー 21・ジャパン
代表取締役社長 三津川 一成
(JASDAQ・コード番号 8898)
問合せ先
常務取締役 総務経理部長 森 征夫
(TEL 03-3497-0021)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 23 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、以下の理由により、当社定款を変更するものであります。

- (1) 当会社の事業拡大のため、事業目的に銀行代理店業を追加するものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (3) 当会社は経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立し、経営責任を明確化するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (4) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 22 日

(別紙)

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 第4号以下の事業に関するフランチャイズ事業の運営及びコンサルタント業</u></p> <p><u>2. フランチャイズ加盟店の募集</u></p> <p><u>3. フランチャイズ加盟店へのオフィスオートメーション機器、什器・備品類並びに販売促進用ポスター、パネル、展示会・イベントに使用する物品の販売及びリース業</u></p> <p><u>4.～13.</u> (省略) (新設)</p> <p><u>14.</u> (省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>10,000株とする。</u> <u>但し、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式を減じる。</u> (新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. フランチャイズ加盟店の募集</u></p> <p><u>2. フランチャイズ加盟店へのOA機器、什器・備品類並びに販売促進用ポスター、パネル、展示会・イベントに使用する物品の販売及びリース業</u></p> <p><u>3. 第4号以下の事業に関するフランチャイズ事業の運営及びコンサルタント業</u></p> <p><u>4.～13.</u> (現行どおり)</p> <p><u>14. 銀行代理店業</u></p> <p><u>15. 現行14.のとおり</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>10,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、その他の株式又は新株予約権及び株券喪失登録に関する手続並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>②名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に据置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の売買請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>②前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>決算期末日の翌日から3か月以内に招集する。又、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>②代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに据置き、<u>これらの原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理の取扱等株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</u></p> <p>②前項にかかわらず、株主、登録株式質権者として権利を行使することができる者を定めるため必要あるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>②代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印する。</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>②補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする</u>。</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する</u>。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>③第1項の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>②補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第18条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役、役付取締役及びその他の定め)</p> <p>第19条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>②取締役会の決議により、取締役社長、会長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 当社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第22条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第24条 監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役、役付取締役及びその他の定め)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>②取締役会の決議によって、取締役社長、会長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>③取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第26条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(営業年度)</p> <p>第27条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第28条 利益配当は、毎決算期末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び同決算期末日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第29条 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という）を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>剰余金の配当金（中間配当金を含む。）</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上